

110

消費者110番から

子どもがオンライン
ゲームで高額課金!?



回答

オンラインゲームはスマートフォン、パソコン、タブレット端末、ゲーム機器などで利用でき、ソフト

ウェアやアプリの多くは無料でダウンロードできます。しかし、ゲームを有利に進めるためには有料のアイテムを購入（課金）し、ゲームに夢中になって課金を繰り返してしまふ場合があるようです。気を付けなければならぬことは、ゲーム課金は主にクレジットカードやキャリア決済で支払いが行われるため、親が子どものゲーム課金に気が付くのが遅れてしまい、高額な請求につながってしまうことです。

民法では、未成年者が法定代理人（通常は親権者）の同意を得ずに行った契約は、取り消すことができますと定められていますが、ゲーム課金の場合は、未成年者取消しが必ずしも認められるとは限りません。子どもが保護者のアカウントでログインし、課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合もあります。また、認められた場合でも調査・返金に多くの時間を要したり、今後のゲーム利用が制限されたりすることもあります。

未成年者がオンラインゲームを利用する場合、思いもよらない使い方をしてしまうことがあります。事前に保護者がオンラインゲームの料金体系や決済方法、ペアレנטルコントロール機能（子供が使うスマートフォンなどの利用を保護者が監視して制限する機能）などについて確認し、使い方について家族内で十分に話し合っ、ルールを作っておくことが大切です。

お困りの際は、最初に最寄りの消費生活センターにご相談ください。

消費者トラブルのご相談は、

徳島県消費者情報センターへ

■問い合わせ先

・消費者ホットライン

局番なし188

・徳島県消費者情報センター

TEL/088(623)0110

相談事例 クレジットカードの利用明細に身に覚えのない50万円の請求があった。カード会社に問い合わせると、オンラインゲーム会社への支払いだと言われたので、小学生の息子に確認したところ、オンラインゲームで課金していたことが分かった。保護者が認めていない利用であり、取消し可能だろうか。